



BASE FOOD

第9回 定時株主総会招集ご通知



日 時 2025年5月28日（水曜日）午前11時
（ログイン開始時刻：午前10時30分予定）

開催方法 完全オンライン株主総会

※実際に株主様にご来場いただく会場はございません。
※完全オンライン株主総会へのご出席に際し、事前のお申込みは不要です。

- 議 案**
- 第1号議案：資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
 - 第2号議案：定款一部変更の件
 - 第3号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第4号議案：監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第6号議案：監査等委員である取締役の報酬額決定の件

主食をイノベーションし、 健康をあたりまえに。

主食にバランス良く栄養素が含まれていれば、だれもが健康でいられる。
かんたんで、おいしくて、からだにいい、すべてを叶える未来の主食を創り広める。





株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
第9回定時株主総会を開催いたしますので、招集ご通知をお送り申し上げます。

2025年2月期において、黒字化を達成したことをご報告させていただきます。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物と深く感謝しております。

2026年2月期は、黒字化を達成した上で、売上成長を再加速し、ミッション「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」の実現へ、社員一同で懸命に励む所存でございます。

つきましては、株主の皆さまの引き続きのご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

2025年5月

代表取締役社長 橋本 舜

株主各位

東京都目黒区中目黒五丁目25番2号

ベースフード株式会社

代表取締役社長 橋本 舜

第9回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会は、場所の定めのない株主総会（以下、「完全オンライン株主総会」といいます。）での開催となります。インターネットを通じてご出席賜りますようお願い申し上げます。実際にご来場いただく会場はございませんのでご注意ください。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますのでアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、すべての株主様に対して送付することとしております。

1

当社ウェブサイト <https://basefood.co.jp/corporate>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



2

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/2936/teiiji/>



3

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ベースフード」又は「コード」に当社証券コード「2936」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、ご出席願えない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（11頁～12頁）をご覧ください、インターネット（スマートフォン等）や書面（郵送）により2025年5月27日（火曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月28日(水曜日) 午前11時 (ログイン開始時刻：午前10時30分予定)
通信障害等により本定時株主総会を上記日時に開催することができない場合、2025年5月30日(金曜日) 午前11時に延期いたします。
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会(完全オンライン株主総会)とします。
株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」を通じてご出席ください。
ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、「完全オンライン株主総会のご案内(5頁～10頁)」及び「議決権行使についてのご案内(11頁～12頁)」をご確認ください。
3. 目的事項

報告事項	第9期(2024年3月1日から2025年2月28日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
決議事項	第1号議案：資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 第2号議案：定款一部変更の件 第3号議案：取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件 第4号議案：監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案：取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件 第6号議案：監査等委員である取締役の報酬額決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 本定時株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 - (2) インターネット又は書面により事前に議決権を行使された株主様が本定時株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本定時株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本定時株主総会において議決権を行使されなかった場合は、インターネット又は書面により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
 - (3) 通信障害等により、本定時株主総会の議事に著しい支障が生じた場合は、議長が本定時株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本定時株主総会の冒頭において行います。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2025年5月30日(金曜日) 午前11時より、本定時株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに前頁インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせしますので、「完全オンライン株主総会のご案内」に従って、本定時株主総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

以上

- 本定時株主総会の運営に変更が生じる場合は、前頁インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の当社ウェブサイト等において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、以下につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・ 事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他会社の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「会社役員に関する事項(社外役員に関する事項)」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

完全オンライン株主総会のご案内

本定時株主総会は、完全オンラインでの開催となります（**実際に株主様にご来場いただく会場はございませんのでご注意ください**）。専用サイト（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社「Engagement Portal」）より、リアルタイムの配信をご視聴いただきながら、ご質問、動議及び議決権の行使を行っていただくことが可能です。また、本定時株主総会へはインターネットを通じたご出席（以下、「ご出席」といいます。）のみ可能となりますので、ご出席をご希望される場合は、本頁以降に記載の手順をご確認のうえ、ご出席いただきますようお願い申し上げます（**ご出席の際に事前にお申込みいただく必要はございません**）。なお、今後の状況によって下記の運営に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたしますのでご確認ください。

当社ウェブサイト **<https://basefood.co.jp/corporate>**

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

配信日時 **2025年5月28日（水曜日）** 午前11時より（ログイン開始時刻：午前10時30分予定）



ご出席について

1. ご出席のお申込みについて

完全オンライン株主総会へのご出席に際し、**事前のお申込みは不要**です。
開催当日、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」よりご参加ください。

2. ご出席に必要な環境

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境においても、OS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により一部画面表示が崩れたり、正常に動作しない場合がございます。

3. アクセス方法

「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」をお手元にご準備ください。

株式会社●●●

株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内

※本株主総会は、物理的な会場はなく「オンラインのみで開催いたします。ご注意ください。

本ウェブサイトでは、株主総会をライブ視聴し、議決権行使、ご質問等を行っていただくことが可能です。ログイン方法につきましては、本頁右下に記載の案内をご確認ください。

その他、本サイトご利用に当たっての注意事項を本頁裏面に記載しておりますので一読願います。

◆本サイトのご利用可能期間

本サイトの公開期間	本頁が発表後に開いたとき～2025年3月31日00:00:00まで
ライブ視聴可能期間	2025年3月31日00:00:00～株主総会終了まで

【ご注意】本頁は、再発行ができない場合がありますので、大切に保管していただくとともに、株主様の重要な情報であるログインIDやパスワードが外部に漏れることがないようにご注意ください。

パソコン

1 ログインID・パスワードを入力してログイン

(スマートフォンでも携帯端末のアクセスが可能です)

(1)ウェブブラウザのアドレスバーに下記URLを入力し、(2)ログインID・パスワードを入力し、サインイン

QRコードからログイン

スマートフォン、タブレットから以下のQRコードを読み取る

(1)ログインID・パスワードは不要です

◆ログインID

9999-9999-9999-999

◆パスワード

999999



※ご案内用紙はイメージです。

(1) 以下のいずれかの方法にてアクセスをしてください。

●スマートフォン、タブレットからのアクセス方法

「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」に記載されているQRコード(※)を読み込み、アクセスしてください。株主様固有のQRコードのため、ログインID・パスワードの入力は不要です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

●パソコンからのアクセス方法

以下の視聴URLをご入力いただき、ログイン画面にアクセスしてください。アクセスされましたら、「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」に記載されているログインID・パスワードをご入力いただき、「利用規約に同意する」にチェックをした後に、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

視聴URL <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
必要事項 ログインID、パスワード

(2) 「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。

(3) 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

開催時間は2025年5月28日（水曜日）午前11時からとなりますので、開始までお待ちください。

6

4. 事前質問の提出方法について

開催に先立ち、本定時株主総会の目的事項に関して、ご質問をお送りいただけます。

受付期間：2025年5月13日（火曜日）午前5時～2025年5月21日（水曜日）午後5時

- (1) 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- (2) 画面の案内に従い、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容を入力した後、ご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- (3) ご質問内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

※お一人様につき1問(300文字以内)とさせていただきます。なお、頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。

5. 当日の議決権行使について

当日ライブ配信閲覧画面の「議決権行使」タブより議案の賛否をご選択ください。

なお、本定時株主総会における議決権行使の取扱いは、11頁記載の「本定時株主総会出席の際の議決権行使の取扱い内容」をご確認ください。

6. 当日のご質問・ご動議について

ご出席される株主様は、開催当日、ライブ配信閲覧画面からテキストをご入力いただく形式で、ご質問、ご動議をご提出いただけます。

(1) 当日ご質問

- ・ご出席後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面の「質問」タブより、本定時株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・ご質問は、本定時株主総会においてお一人様1回につき1問（300文字以内）、送信は2回までとさせていただきます。なお、1回につき複数のご質問を送信された場合は、冒頭に記載されているご質問のみを取り上げる場合がございます。
- ・ご質問につきましては、本定時株主総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に上げることといたします。なお、株主総会の進行上の都合やご質問内容により、ご質問のすべてに回答できない場合がございますので、予めご了承ください。

- ・同様の質問等の繰り返しや、膨大な文字量のテキストデータの送信、本定時株主総会の目的事項と無関係な内容や、プライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本定時株主総会の趣旨に反する場合や、本定時株主総会の議事の進行や完全オンライン株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

(2) ご動議

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、ご入力ください。なお、動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1 提案あたりの文字数は300文字以内とさせていただきます。

注意事項

1. インターネットを使った出席における注意事項

- (1) ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。通信障害等により株主様が被った不利益に関しては、当社では一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、通信障害等に備え、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- (2) ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- (3) 同封の「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」を紛失された場合、「本サイトに関するお問い合わせ（10頁）」にて再発行が可能です。但し、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。
- (4) 本サイトの対応言語は、日本語のみとなります。
- (5) SNSへの公開等、本定時株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。

2. 本定時株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

- (1) 通信障害対策が講じられた株主総会専用システムを利用し、株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置します。
- (2) 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、株主総会当日に、延会又は継続会の議長一任決議について諮り、また株主様への周知方法を含む対応マニュアルを予め整備します。
- (3) 通信障害等により本定時株主総会が開催できなかった場合、及び本定時株主総会の議事に著しい支障が生じた場合等は、以下の予備日時に延期（延会又は継続会を含みます。）いたします。

予備日時 **2025年5月30日**（金曜日）午前11時より（ログイン開始時刻：午前10時30分予定）

3. 本定時株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容

インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使くださいますようお願いいたします。

4. 代理出席の取扱いについて

- (1) 代理人によるご出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。
- (2) ご希望の株主様は、本定時株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状）」及び「委任者の議決権行使書の写し」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。

代理人に関する
書類の提出先

〒153-0061 東京都目黒区中目黒五丁目25番2号
ベースフード株式会社 株主総会事務局宛

ご提出期限

2025年5月22日（木曜日）午後7時 必着

※ご提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合には、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

本サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社「Engagement Portal」サポート専用ダイヤル

TEL 0120-676-808

(通話料無料／土日祝日等を除く平日9:00-17:00、ただし株主総会当日は9:00～株主総会終了まで)

議決権行使についてのご案内

事前行使のご案内

本定時株主総会にご出席される株主様も、通信障害等に対する備えとして事前の議決権行使をお願いいたします。



インターネットによる議決権行使

次頁の案内をご覧ください、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2025年5月27日（火曜日）午後7時まで



書面（郵送）による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年5月27日（火曜日）午後7時到着分まで

インターネット等及び書面（郵送）の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様の負担となります。

本定時株主総会出席の際の議決権行使の取扱い内容

本定時株主総会にご出席いただいた場合の議決権の取扱いについては、以下のとおりです。

事前行使	本定時株主総会当日	議決権行使の取扱い
事前行使をした ▶	議決権行使をした	▶ 当日の議決権行使が有効
	議決権行使をしなかった	▶ 事前の議決権行使が有効*
事前行使をしていない ▶	議決権行使をした	▶ 当日の議決権行使が有効
	議決権行使をしなかった	▶ 不行使

※賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものを含め）棄権となりますので、本定時株主総会に議決権を行使される場合は、すべての議案について賛否をご表明ください。

インターネットによる事前行使のご案内

スマートフォンから

1. QRコードを読み取る

QRコードを読み取るだけ
文字入力不要

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

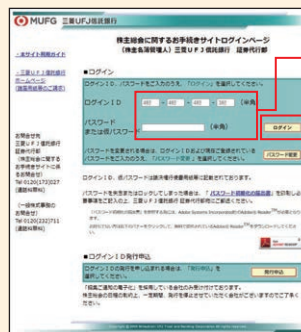
2. 画面の案内に従って賛否を入力



QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「パソコンから」をご確認ください。

パソコンから

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス
議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」を
入力

「ログイン」を
クリック

3. 画面の案内に従って賛否を入力

インターネットによる事前行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第 1 号 議 案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2025年2月28日現在で2,223,569,974円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。

つきましては、この欠損金を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金及び資本準備金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はありませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2025年2月28日現在の資本金の額1,174,857,312円を1,164,857,312円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2025年7月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2025年2月28日現在の資本準備金の額1,585,233,258円を1,585,233,258円減少して0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2025年7月1日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の合計額のうち、2,223,569,974円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,223,569,974円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,223,569,974円

第 2 号 議 案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の追加について

今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 食品の製造・販売	1 (現行どおり)
2 ヘルスケア関連事業	2 (現行どおり)
3 気候変動対策その他のSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 関連事業	3 (現行どおり)
4 飲食業	4 (現行どおり)
5 貸スペースの運営・管理	5 (現行どおり)
6 倉庫業	6 (現行どおり)
7 貨物利用運送事業・貨物自動車運送事業その他の物流関連事業	7 (現行どおり)
8 先端技術等を活用した変革サービスその他の事業	8 (現行どおり)
(新設)	<u>9 情報提供サービスその他の顧客接点活用関連事業</u>
(新設)	<u>10 ライフスタイル関連商品の企画、製造、販売その他のマーケティング関連事業</u>
<u>9 上記に附帯関連する一切の事業</u>	<u>11 (現行どおり)</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 監査等委員会
<u>3 監査役会</u>	(削除)
<u>4 会計監査人</u>	<u>3 会計監査人</u>

現行定款	変更案
第5条（条文省略） 第2章 株式 第6条～第11条（条文省略） 第3章 株主総会 第12条～第17条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 （新設） （取締役の選任） 第19条 （新設） 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>2</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 （取締役の任期） 第20条 取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第5条（現行どおり） 第2章 株式 第6条～第11条（現行どおり） 第3章 株主総会 第12条～第17条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>5</u>名以内とする。 <u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。 （取締役の選任） 第19条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2</u> 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 （取締役の任期） 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
<u>2 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削除)
(新設)	<u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第21条（条文省略）	第21条（現行どおり）
(取締役会の招集及び議長)	(取締役会の招集及び議長)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第22条（現行どおり）
2 取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	2 取締役会を招集するときは、各取締役に 対し、会日の3日前までにその通知を発 するものとする。但し、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮することがで きる。
3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。	3 取締役の全員の同意があるときは、招集 の通知をしないで取締役会を開催するこ とができる。
第23条（条文省略）	第23条（現行どおり）

現行定款	変更案
(取締役会の決議の省略) 第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
(新設)	第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名した後、当会社において保存する。	(取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役が記名押印又は電子署名した後、当会社において保存する。
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
第28条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u>	
<u>第29条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</u>	(削除)
<u>(監査役の選任)</u>	
<u>第30条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u>	
<u>第31条 監査役の任期はその選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
<u>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u>	
<u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集)</u>	
<u>第33条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
<u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役会の決議)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会議事録)</u> <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した監査役が記名押印又は電子署名した後、当会社において保存する。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第38条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円又は法令が規定する額のいずれか高い方の額とする。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
	<u>(常勤の監査等委員)</u>
(新設)	<u>第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新設)	<u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u>
(新設)	<u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
	<u>(監査等委員会の議事録)</u>
(新設)	<u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u>
	<u>(監査等委員会規程)</u>
(新設)	<u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
<u>第39条～第42条 (条文省略)</u>	<u>第35条～第38条 (現行どおり)</u>
第7章 計算	第7章 計算
<u>第43条～第46条 (条文省略)</u>	<u>第39条～第42条 (現行どおり)</u>

現行定款	変更案
第8章 附 則 第47条（条文省略） （新設）	第8章 附 則 第43条（現行どおり） <u>（監査役の責任免除の経過措置）</u> 第44条 当社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2 第9回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、第9回定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	橋本 舜 は し も と し ゅ ん	代表取締役社長 
2	田中 道昭 た な か み ち あ き	社外取締役   

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 田中道昭氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社と田中道昭氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い方の額であります。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、全ての取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を各氏の任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、田中道昭氏を株式会社東京証券取引所に定める独立役員として届け出ております。

 再任取締役候補者

 社外取締役候補者

 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 は し も と し ゅ ん

1 橋本 舜

1988年6月11日生
(満36歳)

再任

所有する当社株式数

普通株式 17,691,300株

取締役在任年数

9年

取締役会の出席回数

13回/13回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年 4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社

2016年 4月 当社設立、代表取締役就任（現任）

取締役候補者とした理由

2016年の当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社の企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 た な か み ち あ き

2 田中 道昭

1964年12月13日生
(満60歳)

再任

社外

独立

所有する当社株式数

普通株式 0株

社外取締役在任年数

1年

取締役会の出席回数

9回/10回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行

2013年 5月 株式会社サダマツ（現フェスタリアホールディングス株式会社）社外取締役

1997年 6月 シカゴ大学経営大学院卒業・MBA取得

2015年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授

1998年 3月 シティバンク入行

2000年 1月 バンクオブアメリカ証券会社入社

2021年 6月 株式会社アサント社外取締役（現任）

2002年 5月 ABNアムロ証券会社入社

2024年 4月 文京学院大学専門職大学院福祉医療マネジメント研究科客員教授

2003年 8月 株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長（現任）

2024年 5月 当社社外取締役（現任）

2025年 4月 日本工業大学大学院技術経営研究科教授（現任）
事業構想大学院大学事業構想研究所客員教授（現任）

2006年 6月 株式会社マーギングポイント代表取締役社長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

銀行・証券での豊富な経験・知識に加え、経営者及びビジネススクールの教授を務めるなど企業経営における幅広い経験と見識を有しており、当社取締役会においては積極的に客観的な視点での、当社経営に対する適切な助言を行っております。引き続き、客観的な視点での、当社経営に対する適切な助言を期待し、同氏を社外取締役候補者となりました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	た な か ひ ろ た か 田中 宏隆	社外取締役   
2	な が せ ひ ろ き 長瀬 大樹	社外監査役   
3	な が い ま さ し げ 永井 公成	社外監査役   

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2.各候補者は、社外取締役候補者であります。
3.当社と田中宏隆氏、長瀬大樹氏及び永井公成氏とは会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い方の額であります。各候補者の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4.当社は、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5.当社は、田中宏隆氏、長瀬大樹氏及び永井公成氏を株式会社東京証券取引所に定める独立役員として届け出ております

 新任取締役候補者

 社外取締役候補者

 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 た な か ひ ろ た か

1 田中 宏隆

1974年10月7日生
(満50歳)

新任

社外

独立

所有する当社株式数

社外取締役在任年数

取締役会の出席回数

監査等委員会の出席回数

普通株式 0株

3年

12回/13回

—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1998年 4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）入社
2007年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニーインコーポレイテッド・ジャパン入社
2015年10月 株式会社ベイカレント・コンサルティング（現 株式会社ベイカレント）入社
2017年 1月 株式会社シグマクシス（現 株式会社シグマクシス・ホールディングス）入社

2020年 4月 一般社団法人 SPACE FOODSPHERE 理事（現任）
2021年 3月 株式会社シグマクシス常務執行役員
2022年 1月 当社社外取締役（現任）
2022年 3月 クックパッド株式会社社外取締役
2023年10月 株式会社UnlocX代表取締役CEO（現任）
2024年 3月 TechMagic株式会社社外取締役（現任）
2024年11月 一般社団法人Next Prime Food代表理事（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

製造業及び食品業界における豊富な知識に加え、上場会社における社外取締役としての経験等を経営全般の監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号 な が せ ひ ろ き

2 長瀬 大樹

1981年6月8日生
(満43歳)

新任

社外

独立

所有する当社株式数

社外取締役在任年数

取締役会の出席回数

監査等委員会の出席回数

普通株式 500株

—

13回/13回

—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2007年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2018年 4月 野村證券株式会社公開引受部へ出向
2020年10月 長瀬大樹公認会計士事務所開設代表（現任）
2021年 5月 長瀬大樹税理士事務所開設代表（現任）
2021年 6月 当社社外監査役（現任）

2021年 9月 株式会社SPACEWALKER取締役CFO
2024年 9月 株式会社Ota Accounting Center 代表取締役（現任）
2024年12月 株式会社軽子坂パートナーズ取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として会計・税務に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号 な が い ま さ し げ

3 永井 公成

1982年8月1日生
(満42歳)

新任

社外

独立

所有する当社株式数

社外取締役在任年数

取締役会の出席回数

監査等委員会の出席回数

普通株式 500株

—

12回/13回

—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2010年12月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	2021年 6月	当社 社外監査役（現任）
2011年 1月	法律事務所オーセンス入所	2022年 3月	バルミューダ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2013年 1月	株式会社デジタルガレージへ出向		
2015年 7月	城山タワー法律事務所入所	2022年 6月	株式会社フォーバル・リアルストレート社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年 3月	バルミューダ株式会社 社外監査役		
2018年 2月	法律事務所ネクシード開設 代表弁護士（現任）	2024年11月	株式会社オスティアリーズ 社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての豊富なキャリアを有しており、企業法務をはじめとした法律の分野における専門的な知見を経営全般の監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年5月31日開催の第6回定時株主総会において年額200百万円以内とご承認いただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行することから、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）とすることにつき承認をお願いするものであります。

本議案については、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」に沿う内容となっており、また当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準、昨今の経済情勢等諸般の事情に加え、今後の事業拡大等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案したものであることから、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち社外取締役1名）となります。

また、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第 6 号 議 案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役の報酬額を年額 30 百万円以内とすることにつき承認をお願いするものであります。

本議案については、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、監査等委員の職責や昨今の経済情勢等諸般の事情に加え、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案したものであることから、相当であるものと判断しております。

なお、第 2 号議案「定款一部変更の件」及び第 4 号議案「監査等委員である取締役 3 名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は 3 名となります。

また、本議案の内容は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

事業報告（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

1. 会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションを掲げ、“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指しております。ミッションの実現に向け、研究開発活動を通じて完全栄養（注）の主食を中心としたBASE FOODシリーズの開発及び改善を行い、それらを主に3つのチャネル（卸などを介さず顧客に直接販売を行う「自社EC」、他社ECプラットフォームでの販売を行う「他社EC」、コンビニエンスストアやドラッグストアなどで販売を行う「卸販売」）で販売しております。積極的な研究開発活動を通じて商品のおいしさを追求し、新商品のリリースや商品リニューアルを通じて顧客層の拡大や継続率の向上を図り、成長を遂げてまいります。

新商品開発の成果として、BASE BREADシリーズからは7種類、BASE PASTAシリーズからは2種類、BASE Cookiesからは2種類、また新しいカテゴリとして立ち上げたBASE YAKISOBAからは3種類の販売を開始いたしました。またリニューアルの成果としては、上半期にBASE BREADの全面リニューアルを実施いたしました。生地のおいしさと風味が改善されると同時に、静菌性も向上することで、一定以上の菌の付着や包装破損が仮に生じた場合にも、菌の増殖をより抑制できるようになりました。さらに、下半期には新規カテゴリとして注力しているBASE YAKISOBAのリニューアルを実施し、おいしさの向上を実現しました。このような取り組みにより、「かんたん・おいしい・からだにいい」食事のラインナップ及びクオリティを高め、より豊かな食体験の機会を提供することで、「健康をあたりまえに」の実現を加速させるR&D活動を進めております。

全体としては、上述したR&D活動を含む事業基盤の強化と収益体質の改善を優先して運営した結果、8月上旬に実施した価格改定と継続的なコスト構造の改善効果が顕在化し、通期黒字化を達成いたしました。

自社ECにおいては、短期離脱リスクの高い顧客獲得を抑制し、収益性の高い顧客基盤への最適化を進めたほか、主力商品のBASE BREADシリーズを中心とした継続的な新商品展開も奏功し、解約率は過去最低水準を記録しました。加えて、第2四半期末に実施した価格改定により平均購買単価が上昇し、LTV（顧客生涯価値）は前年同期比+86.8%と過去最高水準に達しました。その結果、自社EC売上高は9,729,833千円となりました。

卸販売においては、展開店舗数は年間を通じて5万店舗台を維持し、引き続き自社ECへの流入導線として重要な役割を果たしております。コンビニは主要チェーンで高い配荷率を維持したものの、前年同期と比較すると展開店舗数は減少いたしました。一方で、スーパーマーケットやドラッグストアにおける新規展開が進み、新たな顧客接点を拡大いたしました。店舗当たり売上高は、季節性や新商品導入スケジュール等により四半期毎で変動はあるものの、全体的には前年実績から回復傾向になっており、安定して推移しております。その結果、卸販売売上高は4,458,828千円とな

りました。

他社ECにおいては、戦略的なリソース配分に基づいて広告投資を抑制しました。その結果、他社EC売上高は852,148千円となりました。

海外事業においては、香港のセブン-イレブンでの販売開始が好調な実績を残す等、順調に推移し、海外事業全体の売上高は、184,121千円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は15,241,454千円（前期比2.5%増）、営業利益は136,510千円（前事業年度の営業損失は902,889千円）、経常利益は123,853千円（前事業年度の経常損失は891,024千円）、当期純利益は108,952千円（前事業年度の当期純損失は856,016千円）となりました。

なお、当社の報告セグメントにおける「完全栄養食事業」の比率が極めて高く、上記の事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

（注）：1食（BASE PASTAは1袋、BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE FOOD Deliは1袋）で、栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウムを除いて、すべての栄養素で1日分の基準値の1/3以上を含む。

チャンネル別売上高

チャンネル区分	第 8 期 (2024年2月期)		第 9 期 (2025年2月期)		前事業年度比	
	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
自社EC	9,081,202	61.0	9,729,833	63.8	648,630	7.1
他社EC	1,067,979	7.1	852,148	5.5	△215,830	△20.2
卸販売	4,590,004	30.8	4,458,828	29.2	△131,176	△2.9
海外	134,868	0.9	184,121	1.2	49,253	36.5
その他	33	0.0	16,522	0.1	16,489	49,825.7
合計	14,874,087	100.0	15,241,454	100.0	367,366	2.5

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は77,700千円であります。主なものは、事業拡大に伴い自社倉庫の拡大及び作業の効率化を目的とした設備投資を行ったことによるもの、品質管理機器等の取得によるものであります。

なお、設備投資の総額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上は含まれていません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、当社の所要資金として、金融機関より短期借入金として400,000千円、長期借入金として500,000千円の調達を行いました。また、新株予約権が行使されたことに伴い、85,527千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

		第6期 (2022年2月期)	第7期 (2023年2月期)	第8期 (2024年2月期)	第9期 (2025年2月期)
売上高	(千円)	5,545,758	9,857,651	14,874,087	15,241,454
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△460,985	△995,237	△891,024	123,853
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△463,071	△1,008,413	△856,016	108,952
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△18.56	△25.44	△16.83	2.07
総資産	(千円)	1,588,760	3,609,777	3,276,764	3,851,309
純資産	(千円)	643,034	1,638,822	842,462	1,036,858
1株当たり純資産	(円)	△54.59	33.09	16.21	19.56

(注) 当社は、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 商品開発及び改善のスピード

当社が今後も事業成長を継続していくためには、商品ラインナップの拡充及び、それぞれの商品について、更なるおいしさの向上が必要不可欠であると認識しております。創業より絶え間なく行ってきたタイムリーな顧客情報及び商品レビューの分析により、ユーザーのニーズを的確に把握しスピーディーに試作品を製造する商品開発・改善、また完全栄養ではない製品と同等以上のおいしさを実現するための技術開発を強化することが、顧客層の拡大、飽きや味への不満による既存顧客の解約防止、及び過去に解約した顧客の復帰等に寄与すると認識しております。また、おいしさの向上を加速させるためには、分子工学や微生物工学などのディープテック分野における知識やノウハウが有効であり、それらのバックグラウンドを持つ社員が技術開発を実施しています。今後も、デジタルテックとディープテックを活用し、商品開発と改善のスピードを速めてまいります。

② 販売チャネルの拡充

当社は自社EC、他社EC、卸業者を経由した小売店への卸販売という3つの販売チャネルにて商品販売を行っております。特に卸販売は、2020年よりコンビニエンスストアを筆頭に取扱店舗数を増やしており、当社の売上高の拡大だけでなく、当社商品の認知度やブランド力の強化、自社ECへの送客にも寄与しております。今後はスーパーマーケットを中心に取扱店舗数の拡大を図るとともに、新商品導入により各店舗での売場面積を拡大させることで店舗あたり売上高の成長も目指してまいります。

③ 品質管理の更なる向上

当社の商品は、製造業務を外部に委託しており、当社は委託先と協働して商品の品質向上に努めております。製造された商品に品質問題が発生、又は製造委託先が法令違反等により操業の全部又は一部を停止せざるを得ない状況等が生じた場合においては、当社の供給体制やブランドイメージ、顧客の離反等へ影響を及ぼす可能性があります。よって、当社の更なる事業拡大には、品質向上を目的とした製造工程や環境の維持改善が重要であると認識しております。さらに、生産拠点内における工程に留まらず、製造拠点出荷後から顧客に届けられるまでの工程においても、品質管理を向上させることが重要であると考えており、今後それらの取り組みも強化してまいります。

④ 原材料の調達及び価格変動への対応

当社は、商品の安定的な供給を行うために、国際情勢の不安定化や作物不作による原燃料価格の高騰、急激な為替変動への対応、産地の災害や地政学リスクに対しても供給を絶やさないための強靱な原材料調達網の構築及び最適化が重要であると認識しております。当社の商品は小麦全粒粉、大豆、油脂、卵等を主要な原材料として製造しておりますが、複数社調達による安定供給体制の確立、調達リスクや難易度の高い原材料への施策、海外サプライヤーの幅広い活用やカントリー分散、使用原料の集約化によるコスト低減、相場変動により価格上昇が予測される原材料に対する低減策の構築などのリスクヘッジを図ってまいります。

⑤ 収益基盤の強化

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」のミッションを達成するため、商品の拡充・改善のための研究開発や人材採用、顧客拡大のためのマーケティング活動、グローバル展開等を目的に事業投資を行っています。今後も、事業投資の自由度や持続可能性を高めるためには、利益率の改善が重要であると認識しています。そのため、最適なセールスマックスの追求、原材料の配合更新や製造工程の効率化の推進により売上総利益率を高めてまいります。加えて、オムニチャンネル販売による自社ECへの送客やその他オーガニックな集客施策を通じて顧客獲得単価を改善していくこと、また1人あたり生産性の高い組織作り等により、広告宣伝費や人件費を中心とした販売管理費の投資効率を改善してまいります。

⑥ 財務基盤の強化

事業拡大及びミッション達成に向けた成長投資を継続するには、手元資金の流動性の確保及び成長資金の確保が重要であると認識しております。足元では複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しており、資金調達手段を確保するとともに、手元資金の流動性をコントロールしております。現預金の確保や営業キャッシュ・フローの改善など、財務健全性を維持・強化するとともに、資金調達手段の多様化を図ることで、今後も安定的かつ機動的な資金の確保に努めてまいります。

2. 会社役員に関する事項（2025年2月28日現在）

（１）取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋 本 舜	
取締役	齋 藤 電 太	
取締役	小 林 紘 子	
社外取締役	田 中 宏 隆	株式会社UnlocX代表取締役CEO 一般社団法人SPACE FOODSPHERE理事 TechMagic株式会社社外取締役 一般社団法人Next Prime Food代表理事
社外取締役	田 中 道 昭	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長 株式会社マージングポイント代表取締役社長 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授 株式会社アサンテ社外取締役 文京学院大学専門職大学院福祉医療マネジメント 研究科客員教授
常勤監査役	小 川 英 樹	
社外監査役	長 瀬 大 樹	長瀬大樹公認会計士事務所代表 長瀬大樹税理士事務所代表 株式会社Ota Accounting Center代表取締役 株式会社軽子坂パートナーズ取締役
社外監査役	永 井 公 成	法律事務所ネクシード代表弁護士 バルミュード株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社フォーバル・リアルストレート社外取締役（監査等委員） 株式会社オスティアリーズ社外監査役

(注) 1.取締役田中宏隆氏及び田中道昭氏は、社外取締役であります。
2.監査役長瀬大樹氏及び永井公成氏は、社外監査役であります。
3.社外監査役長瀬大樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4.社外監査役永井公成氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5.当社は、社外取締役田中宏隆氏及び田中道昭氏、社外監査役長瀬大樹氏及び永井公成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定して、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、本保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を本保険契約により填補することとしております。

なお、本保険契約の保険料は全額会社が負担しております。本保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会決議により「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」（以下「同方針」といいます。）を定めております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認することにより、取締役の個人別の報酬等の内容が同方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役の報酬は固定報酬を基本としており、同方針において、取締役の固定報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、経営環境、各取締役の職位・職責・経営能力・功績等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の個人別報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき各取締役の固定報酬の額につき委任を受けた代表取締役社長橋本舜氏が、同方針に基づき、報酬水準・報酬額の妥当性及び決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、社外取締役及び社外監査役と協議した上で、適正な報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体

の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためとなります。

なお、取締役の報酬限度額は、2022年5月31日開催の第6回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議されております。同決議時の当該定めに係る取締役は4名となっております。

当社の監査役の報酬は固定報酬を基本としており、監査役の報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。

なお、監査役の報酬限度額は、2022年5月31日開催の第6回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名となっております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	56,899 (8,400)	56,899 (8,400)	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16,524 (7,200)	16,524 (7,200)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	73,424 (15,600)	73,424 (15,600)	—	—	8 (4)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

計算書類

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	3,274,701
現金及び預金	1,983,167
売掛金	775,373
商品	190,757
原材料及び貯蔵品	39,192
前払費用	115,148
未収入金	149,722
その他	21,338
固定資産	576,608
有形固定資産	168,712
建物	80,025
機械及び装置	51,038
工具、器具及び備品	30,851
リース資産	6,798
無形固定資産	4,522
特許権	1,550
商標権	2,972
投資その他の資産	403,373
長期前払費用	65,545
差入保証金	270,675
繰延税金資産	67,152
資産合計	3,851,309

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	2,538,115
買掛金	545,131
短期借入金	400,000
一年内返済予定の長期借入金	166,656
リース債務（一年内）	1,384
未払金	651,111
未払費用	161,759
未払法人税等	69,324
契約負債	375,492
預り金	51,374
賞与引当金	22,555
ポイント引当金	12,749
その他	80,574
固定負債	276,336
長期借入金	236,128
リース債務	5,520
資産除去債務	34,687
負債合計	2,814,451
純資産の部	
株主資本	1,036,543
資本金	1,174,857
資本剰余金	2,112,839
資本準備金	1,585,233
その他資本剰余金	527,605
利益剰余金	△2,223,569
その他利益剰余金	△2,223,569
繰越利益剰余金	△2,223,569
自己株式	△27,583
新株予約権	315
純資産合計	1,036,858
負債純資産合計	3,851,309

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,241,454
売上原価		6,860,688
売上総利益		8,380,765
販売費及び一般管理費		8,244,255
営業利益		136,510
営業外収益		
受取利息	1,231	
受取補填金	2,654	
為替差益	1,011	
その他	3,435	8,332
営業外費用		
支払利息	19,641	
支払保証料	592	
その他	755	20,989
経常利益		123,853
特別利益		171
固定資産売却益		171
税引前当期純利益		124,024
法人税、住民税及び事業税	38,699	
法人税等調整額	△23,626	15,072
当期純利益		108,952

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月22日

ベースフード株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柄澤 涼

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベースフード株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席（インターネットを介したWEB方式による出席を含みます。）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月22日

ベースフード株式会社 監査役会

常勤監査役 小川 英樹 ㊞

社外監査役 長瀬 大樹 ㊞

社外監査役 永井 公成 ㊞

以 上

商品ラインナップ



BASE BREAD

調理の手間なしで、さっと食べられる。



BASE YAKISOBA

ランチや夜食に、満足感のある即席麺。



BASE Cookies

おやつにぴったりのクッキータイプ。



BASE PASTA

本格的なあじわいの冷凍パスタ。



BASE Pancake Mix

ふんわりしっとり。お子様にもおすすめ。

新商品
続々登場！



BASE YAKISOBA 塩焼きそば

あっさりスパイシーな塩味が
つるつるもちもち麺に絡み合う、
汁なしタイプの塩焼きそば。



BASE BREAD ミニ食パン・オレンジ

オレンジピールのフレッシュな
香りと、ほんのり苦く爽やかな
甘み広がるミニ食パン。

安全安心への取り組み

ベースフードは、食の安全・安心を確保して
いくため、科学的根拠に基づいた食品衛生管理、
国際基準に基づいた品質保証、適正で分かり
やすい製品表示、お客様の声を製品・サービスへ
反映するなど、社員一人ひとりが安全で高品質な
製品・サービスの提供を心掛けてまいります。



..... 「食の安心安全への取り組み」ページについて

2024年3月11日（月）より当社の「食の安心安全への取り組み」に関する
ページを公式ホームページにて公開いたしました。

ページ概要

- 品質保証方針 | Quality Assurance Policy
- 食品安全衛生管理体制 | Safety Management System
- 品質保証に向けた取り組み | Quality Management
- お客様とのコミュニケーション | Customer Support & Engagement



詳細はこちら



今後もお客様一人ひとりの健康で豊かな暮らしの実現を目指し、お客様の笑顔と信頼にお応えするために、高品質な製品・
サービスをお届けしていきたいと考えています。

